主 文

本件控訴は、棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

控訴人訴訟代理人は、「原判決を取り消す。原判決主文第一項記載の仮処分決定のうち控訴人に関する部分を取り消す。本件仮処分申請は、却下する。訴訟費用は第一、二審とも、被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人訴訟代理人は、主文第一項同旨の判決を求めた。

第二 当事者の主張

当事者双方の事実上の陳述は、控訴人訴訟代理人及び被控訴人訴訟代理人において、それぞれ次のとおり附加陳述したほか、原判決事実摘示と同一であるから、ここに、これを引用する。

一 控訴人訴訟代理人の陳述

(二) 控訴人の商標「ゴールド長崎タンメン」は控訴人において、独自のパッケージを考案して宣伝に努めた結果、遅くも、本件仮処分命令発令の直前である昭和四十一年三月頃には、控訴人の商品表示として、関西地方を中心として、ほぼ全国的に周知されていたものであるから、これを使用することにより被控訴人の商品との混同を生ぜしめることはない。

二 被控訴人訴訟代理人の陳述

控訴人の右主張事実は争う。控訴人が「ゴールド長崎タンメン」の商標を使用し始めた当時、「長崎タンメン」が被控訴人の商品の表示としてすでに周知の状態にあつたものである。控訴人の主張は、この事実を忘れたものである。 第三 疎明関係(省略)

理由

当裁判所が本件仮処分申請を理由があるものと認める理由は、次に附加するものの ほか、原審がその判決理由において判示するところと同一であるから、ここに、こ れを引用する。

当裁判所の附加する判断

一、控訴人は、本件商標は、商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示したにすぎない標章であり、しかも、使用による特別顕著性を有するものでもないから、不正競争防止法第一条第一項第一号にいう商標に当らないものである皆主法第一条第一項の規定により保護せられるためには、それが被控訴人の商品の表示として、わが国内において広く認識されていることを必要とするとともに、それをもてとり、必ずしも商標法第三条の商標登録の要件を具備することを要するものにないことは、これら二つの法律が支配する対象を異にすることをきわめて明白ないことであり、本件において、被控訴人の商標が商標法第三条第一、二項の登録等と具備するかどうかなどということを論ずべき余地は全く存しないからである。

以上説示したとおりであるから、被控訴人の本件仮処分申請を理由があるものとした原判決は正当であり、本件控訴は理由がないものというほかはない。よつて、本件控訴は、これを棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法第八十九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 服部高顕 三宅正雄 石沢健)